



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 ソーダニッカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 長洲 崇彦
(コード番号 8158 東証第一部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
総務部門長 川那辺 弘
(TEL. 03-3245-1802)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第 27 条(取締役の責任免除)及び第 36 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものです。

なお、定款第 27 条第 2 項の一部変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第 27 条(取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 27 条(取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第36条(監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第36条(監査役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月24日(水曜日)

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月24日(水曜日)

以上